

○枚方市契約規程

令和2年10月1日

訓令第16号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第8条）
- 第3章 指名競争入札（第9条）
- 第4章 随意契約（第10条—第13条）
- 第5章 入札（第14条—第30条）
- 第6章 契約締結状況の公表（第31条—第33条）
- 第7章 契約書及び契約保証金（第34条・第35条）
- 第8章 入札監視委員への報告等（第36条）
- 第9章 雑則（第37条—第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号。以下「規則」という。）の施行その他本市が行う契約の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市内業者 規則第8条第2項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）のうち、次に掲げる要件の全てを備えているものをいう。

イ 本店の所在地（建設工事の有資格者が法人である場合にあっては、本店の所在地の登記）が本市にあること。

ロ 規則第4条第1号の免許、許可又は登録に係る主たる営業所が本市にあること。

ハ 建設工事の有資格者にあっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者（次号において「中小企業者」という。）であること。

（2） 準市内業者 有資格者で、本店の所在地（法人にあっては、本店の所在地の登記）

が本市にないもののうち、次に掲げる要件の全てを備えているものをいう。

イ 支店、営業所等の所在地（建設工事の有資格者にあつては、所在地の登記）が本市にあること。

ロ イの支店、営業所等が規則第4条第1号の免許、許可又は登録に係るものであること。

ハ イの支店、営業所等が契約を締結する権限を有すること。

ニ 建設工事の有資格者にあつては、中小企業者であること。

(3) その他業者 建設工事の有資格者のうち、前2号に該当しないものをいう。

(4) 市外業者 委託業務又は物品の購入に係る有資格者のうち、第1号及び第2号に該当しないものをいう。

(5) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(6) 建設コンサルタント業務等 土木設計業務、建築設計業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

(7) その他委託業務 建設コンサルタント業務等以外の委託業務をいう。

（令3訓令7・一部改正）

第2章 一般競争入札

（制限付き一般競争入札の方式及び対象）

第3条 制限付き一般競争入札（規則第7条第1項の規定により入札参加資格（規則第4条に規定する入札参加資格をいう。以下同じ。）の要件を追加して行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の方式及び対象とする建設工事、委託業務及び物品の納入（以下「建設工事等」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第1に定めるもの以外の建設工事等について、制限付き一般競争入札の対象とすることがある。

（入札ごとの制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件）

第4条 規則第7条の規定により追加する制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件は、入札ごとに次に掲げる事項を考慮して定めるものとする。

(1) 市内業者、準市内業者又はその他業者若しくは市外業者の区分

(2) 建設工事の場合にあつては、建設業（建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう。）の許可を受けた建設工事の種類

(3) 別表第2の1の表に定める基準内容

- (4) 別表第2の2の表に定める発注標準
 - (5) 1年度ごと又は同時期に発注する業種ごとの入札への参加の件数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の入札参加資格の要件を定める場合において、建設工事（規則第32条の3第1項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の対象とするものを除く。）にあつては、入札参加資格の要件を満たす市内業者の数が少ないことその他の事由により当該入札の競争性及び公正性の確保が難しいと認められる場合を除き、市内業者であることを要件とするものとする。
- 3 第1項の入札参加資格の要件を定める場合において、当該入札が予定価格1億5,000万円（土木一式工事及び管工事にあつては、1億円）以上の建設工事及び予定価格1億円以上の建設コンサルタント業務等に係るものであるときは、建設工事等請負契約審査委員会（枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）別表その3の表に規定する建設工事等請負契約審査委員会をいう。以下同じ。）の委員のいずれかが必要と認めるときは、建設工事等請負契約審査委員会に諮るものとする。
- 4 第1項の規定により定めるもののほか、土木設計業務、建築設計業務又は測量業務にあつては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録を受けていること、地質調査業務にあつては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録を受けていることを、制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件に追加することがある。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（令4訓令8・令6訓令12・一部改正）

（入札締切後の公表）

第5条 市長は、一般競争入札の締切後に、入札者の商号又は名称及び入札参加資格の有無を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

（入札終了時の公表）

第6条 市長は、建設工事又は除草業務、樹木管理業務その他別に定める委託業務の一般競争入札に係る開札をしたときは、当該入札が中止又は不調となった場合を除き、当該入札に係る設計書を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

2 市長は、一般競争入札による入札を終了したときは、当該入札が不調となった場合を除き、落札候補者の商号又は名称及び各入札者の入札金額を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

（落札者決定時の公表）

第7条 市長は、一般競争入札の落札者を決定したときは、落札者の商号又は名称、落札金額その他の市長が必要と認める事項を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(不調の場合の取扱い)

第8条 市長は、制限付き一般競争入札による入札が不調となったときは、発注内容を精査し、競争性及び公平性の確保に配慮しつつ、必要に応じて発注内容及び入札参加資格の要件の見直しを行った上で、再発注を行うものとする。

2 市長は、再発注に際し特に必要があると認めるときは、制限付き一般競争入札以外の入札の方式を採ることがある。この場合においては、第4条第3項の規定を準用する。

(令4訓令8・一部改正)

第3章 指名競争入札

第9条 規則第16条第1項の規定による指名(以下「指名」という。)は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

(1) 建設工事の場合にあつては、建設工事経営規模等評価(建設業法第27条の26第1項に規定する経営規模等評価をいう。)の結果

(2) 建設工事の場合にあつては、総合評定値(建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)

(3) 建設工事又は委託業務の場合にあつては、技術者の在籍及び専任配置の状況

(4) 技術的適性その他の当該契約についての適性

(5) 指名の回数

(6) 当該契約に対する地理的条件

2 指名は、市内業者、準市内業者の順に優先して行うものとする。

3 第6条第1項の規定は、指名競争入札について準用する。

第4章 随意契約

(小規模修繕等の見積りの徴取に係る手続)

第10条 規則第19条第8項の規定により小規模修繕等(同項に規定する小規模修繕等をいう。以下同じ。)の契約を締結しようとする課の長は、同条第3項ただし書の規定に基づき1人のみから見積りを徴取するときは、事前に契約主管課長の承認を得なければならない。

(令3訓令1・令6訓令7・一部改正)

第11条 規則第19条第8項の規定により小規模修繕等の契約を締結しようとする課の長は、同項ただし書に規定する場合は、契約主管課長の承認を得た上で、入札参加資格を有する

者その他契約主管課長が適当と認める者から見積りを徴取することができる。

(令3訓令1・令6訓令7・一部改正)

(小規模修繕等の履行確認のための検査)

第12条 規則第19条第8項の規定により小規模修繕等の契約を締結した課の長は、小規模修繕等が完了したときは、その相手方から別に定める完了届を徴するとともに、複数の職員により履行確認のための検査を行わなければならない。

(令3訓令1・令6訓令7・一部改正)

(小規模修繕等の契約主管課への報告)

第13条 規則第19条第8項の規定により小規模修繕等の契約を締結した課の長は、四半期ごとにその内容を集計し、当該課を所管する部長及び部次長の供覧を経た後、契約主管課長へ報告するものとする。

(令3訓令1・令6訓令7・一部改正)

第5章 入札

(社債)

第14条 規則第22条第1項第1号の市長が确实と認める社債は、電力供給事業者、ガス供給事業者、鉄道事業者等の公共的性格を有する事業者の社債とする。

(予定価格調書の封かん)

第15条 建設工事の入札を執行する場合において、予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格(規則第32条の2第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)(以下「予定価格等」という。)を定めたときは、規則第30条第3項(規則第31条第2項及び第32条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により作成した予定価格調書を封かんし、開札の際これを開札場所に備えなければならない。ただし、規則第30条の2(規則第31条第2項及び第32条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)第1項の規定により入札執行前に予定価格等を公表する場合にあっては、当該予定価格調書を封かんしないことができる。

(予定価格等の公表の方法)

第16条 規則第30条の2第2項の規定により定める予定価格等の公表の方法は、一般競争入札については本市ホームページに掲載する方法とし、指名競争入札については市長が指定する場所において文書を閲覧に供する方法とする。

(建設工事の入札に係る最低制限価格)

第17条 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定方法は、次のとおりとする。ただし、そ

の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

ニ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 建設工事の性質上前号の規定により難しいものにあつては、同号の規定にかかわらず、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。

2 建築物の営繕に関する建設工事に係る前項第1号の規定の適用については、同号イ中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費の額から別に定める現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)を減じて得た額」と、同号ハ中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費の額と現場管理費相当額との合算額」とする。

(令4訓令8・一部改正)

(委託業務の入札に係る最低制限価格)

第18条 委託業務の入札に係る最低制限価格の算定方法は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 土木設計業務、測量業務、地質調査業務及びその他委託業務 予定価格に100分の60を乗じて得た額とする。

(2) 建築設計業務 予定価格に100分の67を乗じて得た額とする。

(3) 委託業務の性質上前2号の規定により難しいもの 予定価格に100分の60を乗じて得た額から予定価格に100分の90を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。

(最低制限価格の設定の周知)

第19条 市長は、最低制限価格を設定したときは、入札に係る公告及び指名の通知の際に、その旨を周知するものとする。

(建設工事の入札に係る調査基準価格)

第20条 建設工事の入札に係る調査基準価格の算定方法は、第17条第1項各号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（委託業務の入札に係る調査基準価格）

第21条 委託業務の入札に係る調査基準価格の算定方法は、第18条各号に掲げるとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（低入札価格調査制度の対象となる旨の周知等）

第22条 第19条の規定は、入札が低入札価格調査（規則第32条の2第1項に規定する低入札価格調査をいう。以下同じ。）の制度の対象となる場合について準用する。

- 2 規則第32条の2第1項第1号の別に定める建設工事は、舗装工事及び造園工事のうち市長が必要と認めるものとする。
- 3 規則第32条の2第1項第2号の別に定める建設工事は、舗装工事及び造園工事のうち市長が必要と認めるもの並びに土木一式工事及び管工事とする。
- 4 規則第32条の2第1項第4号の別に定める委託業務は、除草業務、樹木管理業務その他別に定める委託業務のうち市長が必要と認めるものとする。

（令4訓令8・一部改正）

（低入札価格調査の方法等）

第23条 低入札価格調査は、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格となった場合に、別表第3に規定する低入札価格調査による落札候補者取消判断基準に基づき行うものとする。

- 2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、当該落札候補者からの事情聴取、当該契約に係る設計担当者及び関係各課への照会その他の方法により行うものとする。
 - （1） 別表第3の1の項内容の欄に規定する数値的判断基準値
 - （2） 当該価格で入札した理由
 - （3） 入札価格の詳細な内訳
 - （4） 現在受注している建設工事又は委託業務の状況
 - （5） 当該契約に使用する機材及び資材の状況
 - （6） 建設工事の場合にあっては、予定施工体制
 - （7） 労務者の具体的な供給の見通し
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 低入札価格調査の結果は、別表第3の2の項から7の項までのいずれかに該当すること

又は適切な調査ができなかったことにより当該落札候補者を落札者としないうとする場合は、建設工事等請負契約審査委員会において審査をするものとする。

(令 6 訓令12・一部改正)

第24条 低入札価格調査又は前条第3項の審査の結果、当該落札候補者を落札者としないう場合は、当該落札候補者に次いで低い価格で入札した者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、当該者を落札候補者と決定し、当該入札価格が調査基準価格未満であるときは、低入札価格調査及び同項の審査をするものとする。

2 低入札価格調査の制度の対象となる入札が総合評価一般競争入札である場合における前条第3項の規定の適用については、同項中「建設工事等請負契約審査委員会」とあるのは、「委託業務総合評価審査委員会(枚方市庁内委員会規程別表その3の表に規定する委託業務総合評価審査委員会をいう。)」とする。

(令 4 訓令 8・一部改正)

(総合評価一般競争入札の対象とする契約)

第25条 総合評価一般競争入札の対象とする契約は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格が5,000万円以上であり、かつ、委託期間が24月以上にわたる建物清掃業務、建物総合管理業務又は受付窓口業務の契約

(2) 前号に掲げるもののほか、落札者の決定において、価格評価、技術的評価及び社会的価値評価(多様な雇用及び雇用環境に関する取組等の評価をいう。次号において同じ。)を一体として行うことが適当であると市長が認める委託業務その他総合評価一般競争入札を実施することが適当であると市長が認める委託業務の契約

(3) 予定価格が1億5,000万円以上(土木一式工事及び管工事にあつては、1億円以上)であり、かつ、落札者の決定において、価格評価、技術的評価及び社会的価値評価を一体として行うことが適当であると市長が認める建設工事の契約

2 前項第2号の「技術的評価」とは業務執行体制等の評価をいい、同項第3号の「技術的評価」とは施工実績、技術力等の評価をいう。

(令 4 訓令 1・令 4 訓令 8・一部改正)

(落札者決定基準)

第26条 規則第32条の3第1項の落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、総合評価基準、総合評価値の決定の方法及び落札者の決定の方法について定めるものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

第27条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定により意見を聴く学識経験者の人数は、2人以上とする。

2 地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定による意見聴取の方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

（入札の中止をしない場合）

第28条 規則第34条第1項の別に定める場合は、当該入札が第9条に規定する指名基準に適合する全ての者を指名して実施する指名競争入札又は当該全ての者を指名して実施した案件の指名競争入札である場合とする。

（令3訓令7・追加、令6訓令7・一部改正）

（入札の中止等の周知）

第29条 規則第34条第3項の規定による周知は、一般競争入札については本市ホームページへの掲載により、建設工事又は委託業務の指名競争入札については電子入札システムへの掲載により、その他の入札については口頭又は文書により行うものとする。

（令3訓令7・旧第28条繰下）

（随意契約についての準用）

第30条 第15条、第28条及び前条の規定は、随意契約における見積の徴取の場合について準用する。この場合において、第28条中「第9条」とあるのは「指名競争入札に付すとした場合において第9条」と、「を指名して」とあるのは「の参加を認めて」と、「指名競争入札」とあるのは「随意契約の見積の徴取」と、前条中「一般競争入札については本市ホームページへの掲載により、建設工事又は委託業務の指名競争入札については電子入札システムへの掲載により、その他の入札については」とあるのは「本市ホームページへの掲載、」と読み替えるものとする。

（令3訓令7・旧第29条繰下・一部改正、令6訓令7・一部改正）

第6章 契約締結状況の公表

（公表の対象）

第31条 規則第36条の7に規定する公表のうち契約締結状況に係るものの対象とする契約は、次に掲げるものとする。

- （1） 建設工事に係る契約
- （2） 委託業務に係る契約のうち、契約金額が300万円以上のもの
- （3） 物品の購入、印刷及び修繕に係る契約並びに賃貸借契約のうち、契約金額が100万円以上のもの

(令3訓令7・旧第30条繰下)

(公表の内容)

第32条 前条の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称
- (2) 契約の目的物の名称又は品名
- (3) 入札の方法
- (4) 着手の時期及び完成又は終了の時期
- (5) 契約金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令3訓令7・旧第31条繰下)

(公表の方法)

第33条 第31条の公表は、各月ごとに取りまとめ、行政資料コーナーに文書を配架する方法により行うものとする。

(令3訓令7・旧第32条繰下・一部改正)

第7章 契約書及び契約保証金

(請書の省略)

第34条 規則第39条第2項ただし書の規定により請書その他これに準ずる書類の提出をさせないことができる場合は、同条第1項各号に該当する場合(規則第19条第7項に規定する工事に係る契約を締結する場合を除く。)とする。

(令3訓令7・旧第33条繰下、令3訓令19・一部改正)

(契約保証金の納付を免除する者)

第35条 規則第43条第1項第10号の市長が特に認める契約の相手方は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が出資する団体
- (2) 本市が事務局等となり、その事業を助成する等本市がその活動に積極的に関与している特定非営利活動法人その他の非営利団体
- (3) 第39条第1項の契約の相手方であって、市長が認める者

(令3訓令1・一部改正、令3訓令7・旧第34条繰下、令4訓令1・一部改正)

第8章 入札監視委員への報告等

第36条 市長は、次に掲げる事項について、枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)別表に規定する入札監視委員に報告し、必要があると認めるときは、調査を求め

るものとする。

(1) 契約金額が250万円以上の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札及び契約手続の執行状況

(2) 入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。)の疑義に係る情報への対応方法

(令3訓令7・旧第35条繰下)

第9章 雑則

(履行期限)

第37条 翌年度の予算の執行が予定されていない建設工事の契約の履行期限は、当該年度の3月15日までの日とする。

2 工事を主管する課を所管する部長は、やむを得ない理由により前項の履行期限を当該年度の3月16日以降の日とする場合は、あらかじめ、契約主管部長の承認を得なければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約による場合は、この限りでない。

(令3訓令1・一部改正、令3訓令7・旧第36条繰下・一部改正)

(契約金額の大規模な変更に係る手続)

第38条 工事を主管する課の長は、建設工事に係る変更の契約のうち、設計変更等に係る契約金額の増減を予定する額が、当該契約の契約金額に100分の20を乗じて得た額又は2,000万円を超えるものを締結する場合は、あらかじめ、財政主管課長、契約主管課長及び検査主管課長の承認を得なければならない。

(令3訓令7・旧第37条繰下)

(緊急施行を要する場合の手続)

第39条 事業を主管する課の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約(契約主管課長以外の所属長が専決するもの及び児童福祉施設に関する賄材料費に係るものを除く。)を締結する必要がある場合は、あらかじめ、財政主管課長及び契約主管課長の承認を得なければならない。

2 事業を主管する課の長は、前項の規定により契約を締結する場合は、必要最小限の応急措置の範囲に限定するとともに、状況報告書その他当該緊急施行の必要性を証する書類を契約主管課長に提出しなければならない。

(令3訓令7・旧第38条繰下・一部改正)

(補則)

第40条 この訓令に定めるもののほか、本市が行う契約に関し必要な事項は、別に定める。

(令3訓令7・旧第39条繰下)

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。
- 3 当分の間、次の各号に掲げる制限付き一般競争入札についての別表第2の2の表の規定の適用については、当該各号に定める区分とする。
 - (1) 令和7年7月31日以前に入札参加資格の要件を定めるとすれば土木一式の区分を適用するもの 土木一式の区分
 - (2) 令和7年7月31日以前に入札参加資格の要件を定めるとすれば管の区分を適用するもの 管の区分

附 則〔令和3年2月8日訓令第1号〕

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第34条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年3月31日訓令第7号〕

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年10月1日訓令第19号〕

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第34条の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則〔令和4年1月31日訓令第1号〕

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。ただし、第35条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年4月1日訓令第8号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和5年3月31日訓令第6号〕

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和6年4月1日訓令第7号抄〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和6年6月24日訓令第12号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市契約規程の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

別表第1（第3条関係）

（令4訓令8・令6訓令7・一部改正）

入札方式		対象入札
建設工事	低入札価格調査制度対象型	低入札価格調査の制度の対象とする建設工事
	工事一般型	予定価格が200万円を超える建設工事（低入札価格調査の制度の対象とするものを除く。）
委託業務	低入札価格調査制度対象型	低入札価格調査の制度の対象とする委託業務
	委託一般型	（1） 予定価格が50万円を超える建設コンサルタント業務等（低入札価格調査の制度の対象とするものを除く。） （2） 予定価格が50万円を超えるその他委託業務のうち市長が必要と認めるもの
物品の納入	物品一般型	（1） 予定価格が2,000万円以上の物品購入 （2） 予定価格が80万円を超える賃貸借のうち市長が必要と認めるもの

別表第2（第4条関係）

（令4訓令8・令5訓令6・令6訓令12・一部改正）

1 実績に関する基準

（1） 予定価格に応じた基準

区分	予定価格	基準内容
建設工事	2,500万円以上 5,000万円未満	当該建設工事と同種の元請実績
	5,000万円以上 1億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が2,500万円以上のものに限る。）

	1 億円以上 2 億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が5,000万円以上のものに限る。）
	2 億円以上	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が1 億円以上のものに限る。）
建設コンサルタント業務等	500万円以上	当該委託業務と同種の元請実績

備考 この表において「元請実績」とは、契約期間の末日が入札締切日以前かつ入札締切日から過去15年以内の元請実績をいう。

(2) 検査の結果に応じた基準

入札締切日が属する年度又はその前年度に契約期間の末日がある既に本市と締結した契約に係る規則第51条第1項に規定する検査の結果が著しく不良でないこと。

2 発注標準

区分	予定価格	発注標準		
		市内業者	準市内業者	その他業者
		総合点数	総合点数	総合評定値 (P点)
土木一式	1,000万円未満	600点未満	700点未満	700点未満
	1,000万円以上3,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	3,000万円以上9,000万円未満	600点以上	700点以上	700点以上
	9,000万円以上（2億円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	700点以上	800点以上	800点以上
	2億円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	総合評定値 (P点) 1,200点以上		
建築一式	5,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	5,000万円以上（4億円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	4億円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	総合評定値 (P点) 1,200点以上		

管	2,000万円未満	650点未満	750点未満	750点未満
	2,000万円以上4,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	4,000万円以上（1億5,000万円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに 限る。）	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、第4条の規定により決定		
舗装	500万円未満	650点未満	750点未満	750点未満
	500万円以上1,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに 限る。）	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、第4条の規定により決定		
その他	200万円を超える（総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに 限る。）	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、第4条の規定により決定		

備考

- 1 この表において「その他」とは、土木一式、建築一式、管及び舗装以外の区分をいう。
- 2 この表において「総合点数」とは、総合評定値（P点）に次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める点数を加えたものをいう。
 - (1) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を受けていること 10点
 - (2) 環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を受けていること 10点
 - (3) 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS、OHSAS18001又はISO45001）の認証を受けていること 20点

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による厚生労働大臣への報告をしていること（同項の規定による報告の義務がない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）を1人以上雇用していること） 10点

3 この表において「総合評定値（P点）」とは、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。

別表第3（第23条関係）

（令4訓令8・一部改正）

低入札価格調査による落札候補者取消判断基準

	項目	内容
1	数値的判断基準	入札金額が次に掲げる数値的判断基準値を下回っている場合 (1) 建設工事の場合にあつては、予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の85パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）と予定価格の75パーセントのいずれか高い値 (2) 委託業務の場合にあつては、予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の85パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）
2	調査書類の提出	(1) 提出書類が指定した日時までに提出されない場合 (2) 発注表で示す必要書類が整っていない場合
3	調査への協力	(1) 事情聴取に応じない場合 (2) 調査時に不誠実な言動がある場合
4	設計数量、材料の品質確保	設計図書等で定める数量、品質又は規格を満足していない場合
5	積算根拠	(1) 積算根拠となる資料が正しく記載されていない場合 イ 入札時に添付した価格内訳書（中内訳書を含む。）と入札価格詳細内訳書の金額が一致していない場合 ロ 入札価格詳細内訳書の金額に違算がある場合

		<p>ハ 入札価格詳細内訳書に添付した本市設計書における代価表又は明細書の金額が本工事内訳書に正しく反映されていない場合</p> <p>(2) 下請業者の見積額が正しく反映されていない場合</p> <p>(3) 労務単価が法定最低賃金（別に定める公共工事設計労務単価を用いて予定価格を算定した入札にあっては、当該単価）を下回っている場合</p> <p>(4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に必要な経費が計上されていない場合</p>
6	適正な処理及び説明	<p>(1) 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>(2) 低入札価格での応札理由を的確に説明できない場合</p>
7	その他	<p>前各項に定めるもののほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合</p>